

令和8年度

災害派遣医療チーム研修実施要領

厚生労働省医政局

災害派遣医療チーム研修実施要領

1. 目的

本事業は、

- ① 災害の発生直後の急性期（概ね 48 時間以内）に活動を開始できる機動性を持った、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣医療チーム（Disaster Medical Assistance Team（以下「DMAT」という。））の養成
 - ② 災害時には各DMAT本部の責任者として活動し、通常時にはDMAT登録者への訓練、DMATに関する研修、都道府県等の災害医療体制に関する助言等を行う統括DMAT登録者の養成
- を目的とする研修を実施することにより、災害時の医療体制の充実強化を図るものである。

2. 研修の種別

- (1) 日本DMAT隊員養成研修
 - ア 通常研修
 - イ 広域災害対応研修
- (2) 日本DMAT技能維持研修
- (3) 統括DMAT研修

3. 日本DMAT隊員養成研修

(1) 対象者

ア 通常研修は、DMAT指定医療機関である救命救急センターまたは災害拠点病院等に勤務する医師、看護師、業務調整員とする（職種毎の具体的な受講要件については別紙1のとおり）。

イ 広域災害対応研修は、日本DMAT検討委員会において承認された都道府県であって各地域のDMAT研修等を修了し、DMAT指定医療機関である救命救急センターまたは災害拠点病院等に勤務する医師、看護師、業務調整員とする。

(2) 受講者の推薦及び決定

① チーム受講者の推薦（都道府県推薦枠）

都道府県は、前項に定める対象者のうちから、最も効果の期待できるチームを選

考し、厚生労働省医政局長宛に推薦するものとする。

② 個人受講者の推薦（都道府県推薦枠）

都道府県は、既にDMAT研修を受講したチームであって、医師等が転勤等により欠員し、チームとしての活動が困難となった場合において、必要性を判断し、厚生労働省医政局長宛に推薦するものとする。

③ 厚生労働省調整枠

災害医療を強く志す若手の受講を促進するための枠であり、病院もしくは個人が厚生労働省医政局長宛に応募するものとする。なお、応募者は、当該枠により応募した旨事前に都道府県に伝達すること。

④ 受講者の構成

原則として、①チーム受講、②個人受講ともに、DMATの基本構成である医師1名、看護師2名、業務調整員1名の計4名での受講とすること。

⑤ 受講者の決定

厚生労働省医政局長は、①、②、③により推薦もしくは応募のあった者のうちから受講者を決定し、都道府県等に通知するものとする。

(3) 修了証書

本研修を受講し、修了した者には修了証書を授与する。

(4) 研修事業実施者

厚生労働省の委託により国立健康危機管理研究機構（北海道事務局・東京事務局・大阪事務局・福岡事務局）、兵庫県災害医療センターが実施するものとする。

(5) 研修実施施設及び研修開催回数

研修実施施設及び研修開催回数については、全国の医療機関が参加できるよう、可能な限り多くの地域から選定することとし、原則として厚生労働省と協議のうえ決定する。

① 国立健康危機管理研究機構（北海道事務局・東京事務局・大阪事務局・福岡事務局）

ア 通常研修：原則10回（600名程度）

イ 広域災害対応研修：原則15回（900名程度）

② 兵庫県災害医療センター

ア 通常研修：原則 8 回（450 名程度）

（6）研修実施期間

ア 通常研修 原則 1 回につき 4 日間（その他 e ラーニング形式での研修 1 日間）

イ 広域災害対応研修 原則 1 回につき 2.5 その他 e ラーニング形式での研修 1 日間）

（7）研修内容

別紙 2 の「研修内容」を標準とする。

4. DMAT 技能維持研修

（1）対象者

原則として、研修ごとに指定するブロックに登録されている DMAT 登録者。定員に余裕がある場合、対象ブロック外からの受講も認めることがある。

（2）受講者の推薦及び決定

① 受講者の推薦

受講者は、対象となる都道府県が受講希望者を国立健康危機管理研究機構（JIHS）危機管理・運営局 DMAT 事務局（以下「DMAT 事務局」という）に推薦するものとする。推薦の方法は研修ごとに DMAT 事務局が都道府県に別途連絡する。

② 受講者の決定

DMAT 事務局は、都道府県から推薦のあった者およびその他受講すべきと認められる者のうちから受講者を決定し、都道府県に通知するものとする。

（3）修了証書

本研修を受講し、修了した者には修了証書を授与する。

（4）研修事業実施者

厚生労働省の委託により国立健康危機管理研究機構（北海道事務局・東京事務局・大阪事務局・福岡事務局）が実施するものとする。

（5）研修実施施設及び研修開催回数

研修実施施設及び研修開催回数については、全国の医療機関が参加できるよう、可能な限り多くの地域から選定することとし、原則として厚生労働省と協議のうえ決定する。

国立健康危機管理研究機構（北海道事務局・東京事務局・大阪事務局・福岡事務局）において、原則 35 回程度（4,500 名程度）

5. 統括DMA T研修

（1）対象者

下記の全ての要件を満たす者

- ① 日本DMA T隊員として登録されている医師
- ② 平時において地方公共団体の防災計画等の策定、防災訓練等の企画立案に携わった経験のある者
- ③ 災害時に被災地において、地方公共団体、消防等関係機関との調整、情報共有が適切に行えるとともに、経時的に変化する被災地の状況に柔軟に対処し、DMA Tに対する適切な指示が行えと見込まれる者

（2）受講者の推薦及び決定

① 受講者の推薦

都道府県は、前項に定める対象者のうちから、DMA T統括者として相応しいと判断する者を選考し、厚生労働省医政局長に推薦するものとする。

② 受講者の決定

厚生労働省医政局長は、都道府県から推薦のあった者のうちから受講者を決定し、都道府県等に通知するものとする。

（3）修了証書

本研修を受講し、修了した者には修了証書を授与する。

（4）研修事業実施者

厚生労働省の委託により国立健康危機管理研究機構（東日本事務局）が実施するものとする。

（5）研修実施施設及び研修開催回数

研修実施施設は原則として厚生労働省と協議のうえ決定する。

研修開催回数は原則 1 回とする。

（6）研修実施期間

原則 1 回につき 2 日間（その他 e ラーニング形式での研修 0.5 日間）

（7）研修内容

別紙3の「研修内容」を標準とする。

5. その他（共通事項）

旅費、滞在費及び宿泊費等実費相当分については受講者側の負担とし、受講者は、研修事業実施者が指定する研修に必要な物品を持参するものとする。

なお、宿泊施設については、受講者各自が確保することとする。

別紙 1

隊員養成研修受講要件

【必須要件】

- ・ D M A T 指定医療機関に所属していること
- ・ 受講希望者本人が、医療法上の「災害・感染症医療業務従事者」としての登録に同意していること
- ・ 20 歳以上 65 歳未満であること
- ・ 応募職種としての実務経験を 2 年以上（初期臨床研修期間を含む）有すること
- ・ D M A T として、災害時に被災地での対応に従事する意思があること

【望ましい要件】

<医師>

- ・ A C L S、I C L S 等の蘇生治療についての基礎学習コースの履修歴があること
- ・ J A T E C、J P T E C 等の外傷診療についての基礎学習コースの履修歴があること
- ・ M C L S、M I M M S 等の多数傷病者への対応についての基礎学習コースの履修歴があること
- ・ 既に特定の診療科において日本専門医機構認定専門医を取得している又はそれと同等の経験や知識を身につけていること

<看護師>

- ・ A C L S、I C L S 等の蘇生治療についての基礎学習コースの履修歴があること
- ・ J N T E C、J P T E C 等の外傷診療についての基礎学習コースの履修歴があること
- ・ M C L S、M I M M S 等の多数傷病者への対応についての基礎学習コースの履修歴があること
- ・ 看護師として医療機関等で 5 年以上の実務経験があること

<業務調整員>

- ・パソコン（Excel、Word、PowerPoint 等）の操作が円滑にできること
- ・普通自動車免許を取得していること
- ・MCLS、MIMMS等の多数傷病者への対応についての基礎学習コースの履修歴があること

研 修 内 容

- D M A T の意義
- 災害における指揮命令・安全確保・情報伝達
- 災害における諸機関との連携
- 災害における医療（トリアージ・応急治療・搬送）
- 広域災害・救急医療情報システム（E M I S）の操作実習
- 局地災害における D M A T の活動
- 広域災害における D M A T 遠隔地域派遣時の活動
- 広域災害発生時の病院での災害対応と支援受け入れ
- 広域災害における社会福祉施設での支援活動
- 広域災害における病院・施設避難の実際
- 広域災害における診療所支援と避難所での活動
- 航空機飛行中の診療と実習（※）
- 各種シナリオ想定
- 知識・技術の確認・評価

※ 関係機関との調整の結果により、別日程となる場合もある。

別紙 3

研 修 内 容

- 統括DMATの役割
- DMATの指揮・調整のあり方
- 広域災害・救急医療情報システム（EMIS）の操作実習
- DMAT都道府県調整本部の運営（机上演習）
- DMAT活動拠点本部の運営（机上演習）
- DMAT・SCU指揮所の運営（机上演習）
- 大規模災害事例報告
- 地方ブロック訓練の企画・実施 等